

子ども・子育て支援新制度における保育時間について

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、これまで11時間であった保育の利用時間が、入園要件によって **保育標準時間（11時間）** と **保育短時間（8時間）** に分かれます。宇部市では、以下のとおり保育の要件を確認し、保育時間を決定します。

保育標準時間の利用となる要件

11 時間保育

入園要件	必要な要件
1 父母の就労	父母がともに月120時間以上 の居宅外（内）就労をしているため、その児童の保育ができない場合
2 病人等の介護	父母のいずれかが月120時間以上 次の状態にある同居の親族を常時介護しているために、その児童の保育ができない場合 ① 長期にわたり病気の状態にある ② 精神もしくは身体に障害がある
3 就学	父母のいずれかが、月120時間以上 の職業訓練学校や専門学校に通うために、その児童の保育ができない場合
4 母親の出産等	出産前後で、その児童の保育ができない場合
5 疾病・負傷・障害	父母のいずれかが 病気にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害があるため、その児童の保育ができない場合
6 家庭の災害	震災、風水害、火災その他の復旧にあたっているために、その児童の保育ができない場合
7 虐待やDVの恐れがある	児童に対する虐待やDVにより、家庭保育を続けることが望ましくない場合
8 その他	市長が特別な事情があると認める場合

ただし、左記1～3の入園理由によって、**父母のいずれかが月52時間以上120時間未満**児童の保育ができない場合は、**保育短時間**の利用となります。

※「父母のいずれか」とは、もう一方の保護者に保育短時間利用以上となる要件があることを前提としています。

※「父母のいずれか」とは、もう一方の保護者に保育標準時間利用となる要件があることを前提としています。

保育短時間の利用となる要件

8 時間保育

入園要件	必要な要件
1 求職活動	児童の入園中、 父母のいずれかが3か月以内に就労する目的 で求職活動を行うため、その児童の保育ができない場合
2 育児休業取得中の継続入園	すでに保育園を利用している児童の父母が、育児休業を取得し、引き続き保育園を利用する場合（詳細は別紙「入園に関するお知らせ」をご参照ください。）
3 その他	市長が特別な事情があると認める場合

※「父母のいずれか」とは、もう一方の保護者に保育短時間利用以上となる要件があることを前提としています。

短時間



標準時間

保育短時間の要件に該当する場合でも、父母の就労状況等によって、**保育標準時間の認定**を受けることができます。

以下の要件に該当し、保育標準時間の認定を希望される場合は、お申し出ください。

1

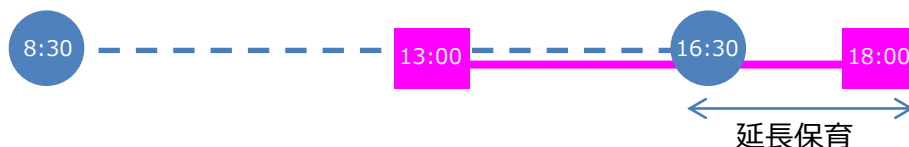
月120時間未満の就労だが、就労日には常時、保育短時間の時間を上回る就労がある場合

例えば → 1日8時間勤務で、1か月に10日勤務している場合

2

1日の就労時間は短いですが、勤務時間帯が常に保育短時間の時間帯を超えてしまう場合（就労のたびに延長保育となる場合）

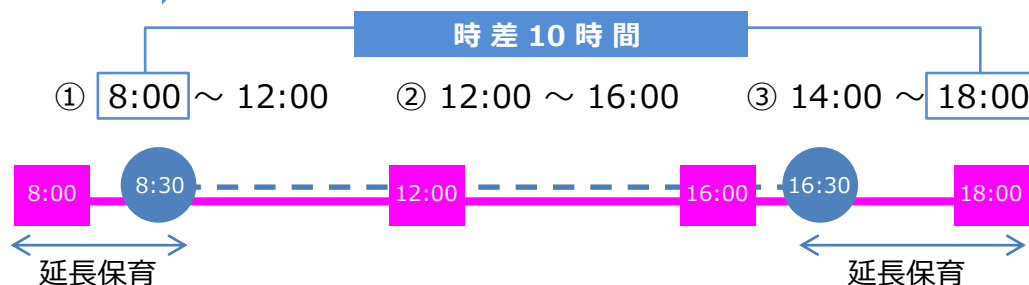
例えば → (短時間保育時間が8時半から16時半と仮定した場合)
1日5時間勤務であるが、勤務時間帯が13時から18時まで



3

1日の就労時間は短いですが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちで、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合

例えば → 1か月の勤務体系が下記①～③のシフトの場合



※ 1～3の要件には、通勤時間及び休憩時間を含みます。



年度途中で保育短時間から保育標準時間へ変更となる場合には、保育の必要性の認定について、再申請を行っていただく必要があります。

(例えば、求職中の保護者の就職、育児休暇中の保護者の職場復帰など)

再申請の際には、就労証明書等必要書類を併せてご提出ください。なお、認定の変更は原則として再申請の翌月からの適用となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

宇 部 市 役 所 電 話 0836-34-8327・8328
保 育 幼 稚 園 学 童 課 保 育 係 メ ー ル Kodo-fuku@city.ube.yamaguchi.jp